

障害を理由とする差別の解消を推進するための条例の理念等について

条例のあり方を検討する5つの論点のうち、差別解消の理念について、これまでの取組みで出された意見や障害者権利条約をはじめ、他自治体の条例などを参考に、特に以下の点に関して、盛り込むべき内容や方向性等についてご意見いただきたい。

- 条例が目指すべき社会像
- 障害者権利条約等における差別解消の取組みに係る重要なポイント
- 罰則等の規定の有無について など

<参考>

1 これまでの取組みで出された意見等

(1) ココロン・カフェ

- ・支援や助けが必要な時に当事者が遠慮しなくて言える社会になるといい。
- ・対立ではなく差別をみんなで無くしていくという考えが大事。
- ・対立ではなく一緒に考えていく社会。
- ・対立ではなく理解を深めていくことが大切。
- ・当事者からの発信を受け止めることができる社会。
- ・認め合う社会。
- ・障害者だけではなくみんなが暮らしやすいまちになって欲しい。

(2) 差別事例検討部会

- ・条例は、差別した人を責めるようなものではなく、お互いに暮らしやすくなるための「架け橋」のようなものであることが望ましい。
- ・条例は、差別解消を進めていくための、呼びかけのツールや話合いのきっかけとなりうるものである。
- ・条例が施行されれば、それを使って、より一層、差別解消を進めていくことが可能となる。
- ・新しい概念である合理的配慮を市民に提示できることは非常に重要である。

2 障害者権利条約

(1) 目的

この条約は、全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする。

障害者には、長期的な身体的、精神的、知的又は感覚的な機能障害であつて、様々な障壁との相互作用により他の者との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加することを妨げ得るものを有する者を含む。

(2) 一般原則

この条約の原則は、次のとおりとする。

- (a) 固有の尊厳、個人の自律（自ら選択する自由を含む。）及び個人の自立の尊重
- (b) 無差別
- (c) 社会への完全かつ効果的な参加及び包容
- (d) 差異の尊重並びに人間の多様性の一部及び人類の一員としての障害者の受入れ
- (e) 機会の均等
- (f) 施設及びサービス等の利用の容易さ
- (g) 男女の平等
- (h) 障害のある児童の発達しつつある能力の尊重及び障害のある児童がその同一性を保持する権利の尊重

3 障害者差別解消法

(1) 目的

この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

4 各自治体条例における目的と基本理念について（参考資料1参照）

（1）目的のポイントとなるキーワード

- 障害や障害者に対する理解を広げること
- 差別をなくすための取組み・施策の基本的事項について定めること
- 差別の解消に関する（基本理念）を定めること
- 責務や役割を明らかにすること など

これらを通じて、

- ◎ 共生社会の実現に寄与する
- ◎ 障害を理由とする差別の解消を推進する
- ◎ 暮らしやすい社会の実現を図り、県(市)民の福祉の増進に資する など

（2）基本理念のポイントとなるキーワード

- 差別の禁止を含めた障害のある人の権利等に関する内容
- 障害のある人に対する理解の促進に関する内容
- それぞれの役割を果たし、相互に連携して社会全体で取組むこと
- 様々な立場の県(市)民がそれぞれの立場を理解し、相互に協力し合う
- 差別する側と差別される側に分けて、一方的に非難し制裁を加えようとするものではない など